

様式第1号（第4条関係）

空家番号		整理番号	
所在地			
判定年月日			
調査員①		調査員②	
構造	造	階数	階建

項目			判断内容		点数	評点	最大点数	備考	
①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態か否かの判断基準	建物の倒壊	建物の著しい傾斜	基礎又は土台等に不同沈下がある。				100		
			20分の1超の柱の傾斜が認められる。（平屋以外の建築物で、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様の数値を取り扱う。）				100		
		基礎及び土台	基礎が破損又は変形している。	50			50	ただし、著しく崩壊の危険のあるものについては最大点数に+50	
			土台が腐朽又は破損している。	50					
			基礎と土台にずれが発生している。	25					
	柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等	柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。	50						
		柱とはりにずれが発生している。	25						
	屋根、外壁等の脱落又は飛散等	屋根ふき材、ひさし又は軒	屋根が変形している。			25	ただし、著しいものについては最大点数に+25	ただし、著しく崩壊の危険のあるものについては最大点数に+50	
			屋根ふき材が剥落している。	25					
			軒の裏板、たる木等が腐朽している。	25					
			軒がたれ下がっている。	25					
			雨樋がたれ下がっている。			10			
		外壁	壁体を貫通する穴が生じている。			25	ただし、著しいものについては最大点数に+25		
			外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。			15			
			外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。			10			
		看板、給油設備、屋上水槽等	看板の仕上材料が剥落している。	10			ただし、著しく脱落の危険のあるものについては+50	ただし、著しく崩壊の危険のあるものについては最大点数に+50	
			看板、給油設備、屋上水槽等が転倒している。	10					
			看板、給油設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。	10					
			看板、給油設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。	50					
	屋外階段又はバルコニー	屋外階段又はバルコニーが腐食、破損又は脱落している。	10				100	ただし、著しく脱落の危険のあるものについては+50	
		屋外階段、バルコニーが傾斜している。	50						
	門又は塀	門、塀にひび割れ、破損が生じている。	10				20	ただし、著しく脱落の危険のあるものについては+50	
		門、塀が傾斜している。	20						
	擁壁の老朽化	擁壁表面に水しぶきが生じ、流出している。	20				30	ただし、著しく脱落の危険のあるものについては+50	
		水抜き穴の詰まりが生じている。	20						
		ひび割れが発生している。	30						
合計には、下記「周辺への影響度の判断基準」に該当する点数を加える					合計	点			

周辺への影響度の判断基準

周囲の状況	調査項目	距離(大)	距離(中)	距離(小)
被判定空家等の建築位置	(1)隣接地境界との距離（最短距離）（L = m）	2階建以内 L>概ね5m 3階建以上 L>概ね10m	概ね3m以下概ね5m 概ね6m以上概ね10m	L<概ね3m L<概ね6m
	(2)公衆用道路との距離（最短距離）（L = m）	2階建以内 L>概ね5m 3階建以上 L>概ね10m	概ね3m以下概ね5m 概ね6m以上概ね10m	L<概ね3m L<概ね6m
影響度判定結果	判断内容	公衆用道路との距離(大)	公衆用道路との距離(中)	公衆用道路との距離(小)
	隣接地境界との距離(大)	影響度(低) 1点	影響度(中) 3点	影響度(高) 10点
	隣接地境界との距離(中)	影響度(中) 3点	影響度(中) 6点	影響度(高) 10点
	隣接地境界との距離(小)	影響度(高) 10点	影響度(高) 10点	影響度(高) 10点
隣接家屋	隣接家屋が1軒ある。	1		
	隣接家屋が2軒以上ある。	3		
通学路	小学校の通学路になっている。	3		
	中学校の通学路になっている。	3		
	義務教育学校の通学路になっている	3		
被判定空家等と公共施設の距離	被判定空家等から半径100メートル以内に公共施設がある。	3		
	被判定空家等から半径300メートル以内に公共施設がある。	1		